

<表1 利用するサービスとケアマネジメントの類型>

利用するサービス	ケアマネジメントの類型
介護予防サービス ※介護予防・生活支援サービスを併用する場合を含む	介護予防支援
介護予防・生活支援サービスのうち、指定事業者によるサービス（介護予防相当サービス、基準緩和サービス） ※短期集中予防サービス、住民主体の訪問型生活支援等を併用する場合を含む	ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)
短期集中予防サービス	ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)
住民主体の訪問型生活支援、一般介護予防事業、保険外サービス等	ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)

<表2 ケアマネジメントの流れ>

	介護 予防 支援	ケアマネジメント		
		A	B	C
① 利用申込み・契約締結 利用申し込みをいただきますと、担当職員がご自宅を訪問し、介護予防支援等の内容を説明します。同意していただきましたら必要な書類を記入していただいて、契約を締結します。	○	○	○	○
② 介護予防サービス・支援計画原案の作成 計画作成担当職員がご自宅を訪問し、お話やご希望などをお聞きした上で、利用者の解決すべき課題を把握し、介護予防サービス・支援計画原案を作成します。	○	○	○	○
③ サービス担当者会議の開催 介護予防サービス等の実施に必要な関係者で構成されるサービス担当者会議を開催して、利用者の介護予防サービス・支援計画原案について専門的な意見を求めます。	○	○	×	×
④ 介護予防サービス・支援計画書の交付 介護予防サービス・支援計画書について、利用者又は家族に説明し同意を得た後で、介護予防サービス・支援計画書を交付します。	○	○	○	○
⑤ 介護予防サービス等の提供 介護予防サービス・支援計画に基づき適切にサービスが提供されているか、また利用者の心身の状態に変化がないかなど、利用者や介護予防サービス等事業者に対して確認を行い、また必要に応じて利用者宅を訪問して介護予防サービス・支援計画の実施状況の把握を行います。	○	○	×	×
⑥ 評価 計画の達成状況について評価を行います。	○	○	○	×
⑦ 給付管理 介護予防サービス等の利用実績を確認し、介護報酬請求に関する書類の作成を行います。	○	○	×	×

(2) 介護予防サービス・支援計画作成後の便宜

- 利用者及び家族、介護予防サービス等事業者などとの連絡を継続的に行い、介護予防サービス・支援計画の実施状況を把握します。
- 介護予防サービス・支援計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、介護予防サービス等事業者等との連絡調整やその他の便宜を提供します。
- 利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望した場合、または地域包括支援センターが介護予防サービス・支援計画の変更が必要と判断した場合は、利用者と地域包括支援センター双方の合意に基づき介護予防サービス・支援計画を変更します。

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所への紹介

「通い」を中心に、「訪問」「泊まり」を組み合わせた介護予防サービス・支援計画作成からサービス提供までを行なう事業所を必要時には紹介し在宅生活が継続できるよう支援します。

(4) 要支援・要介護認定の申請に係る援助

利用者の意思を踏まえて、要支援認定の更新申請等について必要な援助を行います。また、要支援認定を受けている利用者が、要介護認定を受けた場合には居宅介護支援事業者、小規模多機能型居宅介護事業所と連携を図り、居宅サービス計画の作成に必要な情報を提供するなど便宜を図ります。

(5) 介護保険施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難になった場合や、介護保険施設等へ入所（入院）を希望する場合には、要介護認定に係る申請について必要な支援や介護保険施設等への紹介その他必要な便宜を提供します。

6 利用者に提供する介護予防支援等業務の一部を居宅介護支援事業者に委託する場合

事業者が、利用者に提供する介護予防支援等業務の一部を居宅介護支援事業者に対して委託する場合には、事業者の担当職員に代わり、委託を受けた居宅介護支援事業者の介護支援専門員が、介護予防サービス・支援計画の作成などの介護予防支援等業務を行うこととします。

- 事業者から、利用者に対する介護予防支援等業務の一部について委託を受けた居宅介護支援事業者

居宅介護支援事業者名（法人名）

居宅介護支援事業者の所在地

居宅介護支援事業所名

居宅介護支援事業所の所在地

県指定事業所番号

- 委託を行う業務内容の範囲

「5 事業者が提供するサービス」の（1）＜表2 ケアマネジメントの流れ＞の②から（5）のサービス内容を、事業者から業務委託を受けた居宅介護支援事業者の介護支援専門員が行います。

7 介護予防サービス・支援計画作成を担当する職員

（1）利用者へ介護予防サービス・支援計画作成等を担当する職員は次のとおりです。ご不明な点やご要望などありましたら何でもお申し出ください。

（2）担当職員（業務委託する場合は介護支援専門員）の交替

事業者（業務委託する場合は居宅介護支援事業所）の都合により、担当職員（業務委託する場合は介護支援専門員）を交替することがあります。担当職員等が交替する場合には、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

8 利用料金について

利用者が介護予防支援等を利用した場合の利用料は次のとおりですが、原則としてその全額が介護保険から給付されるため、利用者負担はありません。

ただし、利用者の介護保険料の滞納などで、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いください。

（1）介護予防支援に係る利用料（1か月当たり）

①介護予防サービス・支援計画作成（基本報酬分） 4, 512円

②初回加算分※1 3, 063円

③委託連携加算分※2 3, 063円

（2）ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）に係る利用料（1か月当たり）

①介護予防サービス・支援計画作成（基本報酬分） 4, 512円

②初回加算分※1 3, 063円

③委託連携加算分※2 3, 063円

（3）ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）に係る利用料（1か月当たり）

①介護予防サービス・支援計画作成（基本報酬分） 2, 195円

②初回加算分※1 3, 063円

③委託連携加算分※2 3, 063円

（4）ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）に係る利用料（計画作成時のみ）

①介護予防サービス・支援計画作成（基本報酬分） 3, 063円

※1「初回加算」…新規に介護予防ケアマネジメントを実施する場合、介護予防ケアマネジメントの実施が終了して2月以上経過した後に、介護予防ケアマネジメントを実施する場合

※2「委託連携加算」…指定居宅介護支援事業所に委託する場合、初回に限り加算

9 サービスの終了

契約の有効期間であっても、利用者の都合により利用契約を解約することができます。その場合には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

新潟市地域包括支援センターふなえ 電話番号 025-229-3600

（業務の委託を受けている場合は追加してください）

居宅介護支援事業所名：

電話番号

10 事故発生時の対応

介護予防支援等の提供により、事故が発生した場合には、すみやかに利用者の家族、医療機関、委託先の居宅介護支援事業所、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11 苦情相談窓口

事業者の苦情相談窓口は、次のとおりです。事業者が提供した介護予防支援等に関する苦情だけでなく

事業者（事業所）が作成した介護予防サービス・支援計画に位置付けられた、介護予防サービス等に関する苦情も遠慮なくお申し出ください。

苦情相談窓口	新潟市地域包括支援センターふなえ
担当者	坂井 詩織
連絡先（電話番号）	025-229-3600

あなたが利用する介護予防サービス等に関する苦情は、次の機関にも申し出ることができます。

苦情受付機関	連絡先（電話番号）
新潟市福祉部介護保険課	025-226-1273
新潟市中央区健康福祉課	025-223-7216
新潟県国民健康保険団体連合会	025-285-3022

年 月 日

サービスの提供開始にあたり、上記のとおり説明しました。

（事業者） 所在地 新潟市秋葉区東金沢 1459 番地 1
事業者名 社会医療法人 新潟勤労者医療協会
代表者職・氏名 理事長 五十嵐 修

説明者職・氏名

事業者より上記内容について説明を受け、同意しました。また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

（利用者） ご住所 新潟市中央区

お名前

（代理人） ご住所

お名前

（立会人） ご住所

お名前

※注（立会人）欄には、本人とともに契約内容を確認し、緊急時などに利用者の立場に立って事業者との連絡調整等を行える方がいる場合に記載してください。なお、立会人は、契約上の法的な義務等を負うものではありません。